

官報

第一條 薩摩林大田は、植物防護法（以下「法」という。）第七條第四項（法第十一條第二項、法第十三條第七項、又は法第十五條第二項において準用する場合を含む。）の規定により公聴会を開こうとするときは、少くともその十日前までに、場所及び意見を聞こうとする事項を公示しなければならない。

（植物防疫官及び植物防疫員の証票）
第五條 法第五條第一項の規定による
証票の様式は、別記第一号様式の通
りとする。

四 輸入した輸止品の管理又は隔離の責任者に関すること。
五 当該輸止品の譲渡その他の处分の制限又は禁止に関すること。
六 隔離した当該植物に有害動物又は有害植物が発生した場合における通知及びその措置方法に関すること。

第十三條 法第四條第二項又は法第八條第一項若しくは第二項の規定による処分に伴う措置の実施は、当該該物又は容器包装を検査した場所又は動植物検疫所で行なわなければならぬ。但し、大量の貨物であつて

項において同じ。)を隔離された土地又は場所の区域外へ移動してはならないこと。

五十一年六月三十日
昭和二十五年六月三十日
農林大臣 広川 弘輝
植物防疫法施行規則
目次
第一章 標則(第一條—第五條)
第二章 稽入植物の検査(第六條—
第二十二條)
第三章 輸出植物の検査(第二十三
條—第三十一條)
附則

(議長)
しなければならない。

第三條 公聴会又は聴聞会は、農林大臣の指名する者が議長として主宰する。

(議長の職務等)

第四條 議長は、公述人又は申立人が多いときは、各種の意見を代表する者に発言させなければならない。

議長は、農林省の官吏のうちから説明者を指名しなければならない。

議長は、公述人、申立人又は説明者の発言時間の範囲を制限し、又はその発言が当該事項の範囲をこえた

第八條 法第七條第三項の規定によつて附する條件は、通常左の事項とする。
一 動植物検疫所気付として輸入すること及びその他輸送又は荷造の方法に關すること。
二 輸入した禁止品の容器包裝の輸入許可に關すること。

（検査の場所及び期日）
第十一條 植物防疫官は、前條の申せがあつたときは、当該申請者に対し検査を行う場所及び検査の期日をあらかじめ通知しなければならない。
(検査品の運搬等)
第十二條 植物又は禁止品を輸入する者は、法第八條第一項又は第三項の規定により検査を受けるときは、
輸入した船舶(航空機)の入港(着陸後、運搬なく、植物防疫官に検査を請書(第四号様式)を提出しなければならない。

七号の隔離栽培を必要と認めるときは、当該種苗の收受を停止して（農業用便物の場合にあつては当該種苗を運送する便局より受領して）当該種苗を輸入した者（郵便物の名宛人を含む。以下同じ。）に対し文書（第五号様式）で左の事項を通知すると共に、期日を附して隔離栽培ができるかどうか、できる場合には隔離栽培する場所（位置及び附近の状況）及び管理者に責任者について回答を求めなければならない。

○植物防疫法施行規則
○昭和二十五年國勢調査施行
心得

より不服の申立をしようとする者（以下「申立人」という。）は、申立事項、申立人の住所、職業及び氏名を記載した書面に署名押印して農林大臣に提出しなければならない。

農林大臣は、前項の書面を受理したときは、少くとも十日前までに、聴聞会を開く日時及び場所並びに聴聞会をおこうとする事項を新聞、ラジオ又は易式によつて公示す

二 禁行地 犬田
世保、長崎、鹿児島

当りあり且て、それを得ないものと認められるときは、法第七條第一項の規定により附した條件を変更することができる。変更したときは、動植物検疫所を通じてその旨を当該申請者に通知するものとする。

（編集者）
一 ゆり、チューリップ、ヒヤシンス等の球根
二 ばれいしょの塊茎及びさつまいもの塊根
三 かんきつ類、りんご、なし、くり等の果樹苗木

2 公聴会に出席して意見を述べようとする者(以下「公述人」といふ。)は、あらかじめ、その述べようとする意見の概要を記載した文書を農林大臣に提出しなければならない。

第二章 陸入植物の検査

七 前各号の條件に違反したときは、當該許可を取り消し、又は当該禁止品及びその生産物の廃業を命ずることがあること。

これらの場所で行うことができないときは、他の動植物検疫所その他適当な消毒施設又は焼却施設のある場所へ運搬させて行い、又は行わせることがある。

(表記)

(略記)

第 号 年 月 日 交付

住 所

姓 氏

名 (印)

農 林 省 印

植物防疫員

氏 名

農 林 大 臣 職

下記の通り――――――を輸入したいので許可願いたく――――動植物検疫所を経由して申請いたします。

様式

禁止品輸入許可申請書

※普通名前及び姓名	
※数量及び相取	
※輸入地又は販地	
輸送の方法及び運賃 (駅便物の場合に記述)	
輸入の際誰による動植物検査所名	
輸入の目的	
※発送人の住所・職業・氏名	
※荷受人の住所・職業・氏名	
輸入の予定年月日	
輸送中の包装状態	
輸入後の管理方法及び場所	
利用期間及び利用後における処理 方法	
輸入後の管理責任者氏名	
その他参考となるべき事項	

註 ※印の欄には、歐文を併記すること。

植物防疫法第五條第一項の規定による輸入

第三條 第三章又は第四章の規定により植物防疫官が行う検疫又は防除の事務を輔助させるため、農林省に植物防疫員を置くこととする。

第五條 植物防疫官及び植物防疫員は、この法律により職務を執行するときは、その身分を示す証票を携帶し、且つ、前條第一項の規定による権限を行ふとき、又は関係者の要求があったときは、これらを示さなければならない。

横川幸造

(表)

IMPORT CERTIFICATE

Import Permit No. _____

Date of Issue:

This is to certify that the undermentioned obtained the permit under Article 7 paragraph 1 of the Plant Quarantine Law.

In case the following articles are shipped, this certificate shall without fail be attached to each container thereof:

Item:

Quantity:

Name and Address of the person who obtained the permit:

Name and Address of the shipper:

Remarks:—1. The shipper shall ship the package with this certificate, addressed to the Animal and Plant Quarantine Station Stated on the reverse.

2. The package shall be shipped by the said Animal and Plant Quarantine Station to the consignee after the inspection by the said Station.

AGRICULTURAL ADMINISTRATION BUREAU,
MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY

横川幸造

開港税料立替手形通報書
——年——月——日 諸關第———号

Destination:—

THE ANIMAL AND PLANT QUARANTINE STATION,
MINISTRY OF AGRICULTURE AND FORESTRY,

植物防護法第八條第七項の規定による開港税料立替手形
の提出するため別紙に所定事項を記入し、御回答願いたい。右通知する。
なお、この件につきヤード一日までに御回答のない場合は、植物防護法施行規則第十八條
の規定により監査するから左欄御承知願いたる。

(Town) _____ (City) _____ (Prefecture) _____ JAPAN.

横川幸造

植物、禁止品等輸入検査申請書
下記の通り輸入いたしたいので検査を申請いたします。

住所

職業

氏

名⑩

-----動植物検疫所(---HIS局) 植物防疫官職

積 績 船 (機) 名	年 月 日	荷 受 人 住 所 氏 名	容 器 包 装 の 種 類	積 量	取 扱 量	價額	登 地

植物の種類及び数量
発送人住所氏名

(一)(二)局到着月日又は植物防疫官検査月日
(参考)

隔離栽培の方法

イ 右の(一)は、(一)等の植物から(一)米以上離れた土地又は温室若しくは硝子室内に
おいて(一)月(一)日まで(一)箇月間)隔離栽培すること。

ロ 隔離栽培の責任者を定めること。

ハ 隔離栽培の期間中に当該植物に病害又は害虫が発生した場合は、退避なくその旨を植物防疫

官に通知すること。

ニ 隔離栽培の期間中、「(イ)の場所から当該植物に移動してはならない」と。

ホ 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行つり。

ホ 切原草原木林

隔離栽培に関する回答書

年 月 日

住所 氏名

(イ)

(一) 動植物防疫所(一)川張所)植物防疫官 氏 名

(一)年(一)月(一)日隔離第(一)号の通知書に記載された隔離栽培の方法に従つて次のよう

に栽培するから当該植物を送附されたい。

(イ)栽培地

府県

市町村

番地

硝子室

ほ場

(二)栽培地及びその環境は、裏面略図の通り。同地は、(一)等の植物から(一)米以上離

れた土地(硝子室)です。

(三)管轄責任者氏名

(四)隔離すべき期間(月 日まで)中には、当該植物を(イ)の場所から移動しません。

(五)隔離期間中、当該植物に病害又は害虫が発生した場合は、速やかに、その旨を報告いたし

す。(六)植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を行います。

第六号様式

隔離栽培命令書

(一) 動植物防疫所(一)川張所)植物防疫官 氏 名

(二) 動植物防疫所(一)出張所)植物防疫官 氏 名

下記(一)は、植物防疫法による輸入検査に合格したことと証明する。

植物防疫法第八條第七項並びに同法施行規則第十六條の規定により左記の植物を(イ)の條件に従

つて隔離栽培することを命ずる。

工 植物の種類及び数量

II 隔離栽培の條件

1. (一)郡(一)町(一)番地(一)に植え付ける(一)。

2. 当該栽培地の周囲(一)米以内の地に(一)月までの(一)箇月間(一)等の植物を栽培

しないこと。

第七号様式
(イ)



参考

(1)

(1) (一)の所には動植物防疫所(出張所)の名前を記入すること

3.5mm

年 月 日

(イ)

(一) 動植物防疫所(一)出張所)植物防疫官 氏 名

植物検査合格証票

植物防疫官 氏 名

植物検査合格証票

3. 隔離する期間は、(一)月(一)日までの(一)箇月間とする。

4. 管理の責任者は、(一)と(二)。

(氏名)

5. 裁培中有害動物又は有害植物病害害虫その他の有害な動植物が発生した場合は、退避な

く、その旨を通知する。

6. 植物防疫官の承諾あるまで当該植物を前記栽培地から移動しない。

7. 植物防疫官の指示があつた場合は、その指示に従つて薬剤散布その他の措置を実行すること。

第十一章

下記――の栽培地検査を申請いたします。

1. 備考欄には、自作又は依託栽培の別を記入すること。
2. 栽培地の位置を申請書の裏面に図示すること。

第十三号様式

姓名	性别	年龄	文化程度	政治面貌	单位	职务	工资待遇
栽培者	住所	栽培地番号	姓名	性别	年龄	文化程度	政治面貌

備考 標札は、木製であること

植物等輸出検査申請書

※積載船(機)名	
※記号及び番号	
積載月日	
積載港名	
陸揚予定月日	
※荷受人住所氏名	
※荷受人住所氏名	
客器包装の種類	
輸入国政府の輸入許可年月日及び番号	
※種類・名称 烟 致 量 価 額 產 地 生産者住所氏名	
(計)	
備考	
註1. 価額は、輸出時の価額を記入すること。 2. 製培地検査合格證明書、やり取り検査證明書、野生ゆり原産地證明書又は輸出植物検査報告書等を有する場合は、その旨を備考欄に記入すること。 3. 沢山の種には、歐文を併記すること。	
第十回申請書 下記の―――を輸出包装材料として使用したいので後送を申請いたします。 住 所 氏 名 前 年 月 日 -----動植物検疫所(-----出張所)植物防疫官殿	
包裝材料名	
数量	
採取予定月日及び場所	
剥製又は消毒予定月日並びに場所	
調整又は消毒の方法	
包装しようとする植物の種類	
備考	

第十一大海關

野生ゆり原産地證明書

(表)
下記のゆりは———県———郡———町字———の野生ゆりを
採取したものであることを証明する。

年 月 日	住 所	官公職氏名
ゆりの種類及び品種 相 数 及び 数 量	採 取 年 月 日	採取人又は荷送人住所氏名 荷 受 人 住 所 氏 名

第十七大海關

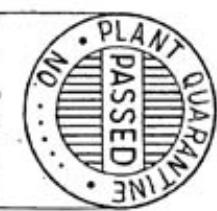
ゆり選別検査證明書

年 月 日 住 所
組 合 名
代表者氏名

下記は、鹿児島県———市———町のゆりを採取し、病害虫被害の選別除去を終えた
ものであることを証明する。

品 种	(英)
相 数 及 び 数 量	
選 别 年 月 日	

第十八大海關



備 考
———の所には、動植物檢疫所の検査合格証印の番号を
記入すること。

二

JAPANESE GOVERNMENT PLANT QUARANTINE SERVICE

CERTIFICATE TAG OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

No. Date Issued: _____

This is to certify that the plants and their packing materials included in
this shipment described below were thoroughly inspected by _____, an
official of the plant quarantine service, on _____ 19_____, and
were found to be the best of his knowledge to be healthy and free from dangerous
insects and plant diseases.

(Signature)

Plant Quarantine Official,
Animal and Plant

Quarantine Station

DESCRIPTION AND INFORMATION

CONCERNING THE PLANT

Number and Description of Packages in consignment:

Nature and Quantity of plant:

Locality where grown:

Name and Address of Exporter:

Name and Address of Consignee:

5cm

JAPANESE GOVERNMENT

PLANT QUARANTINE SERVICE

第74号 10

昭和25年6月30日 金曜日 官 号 (外)

No.

CERTIFICATE OF INSPECTION OF EXPORTING PLANTS

This is to certify that the plants included in this shipment, described below, were thoroughly inspected by _____, a duly authorized official of the plant quarantine service, on _____, and were found to the best of his knowledge, to be free from dangerous insects and plant diseases. This is, further, to certify that the said plants and their packing materials have been found to conform with the requirements of the regulations relating to the plant quarantine service of your country.

Date of Issue:

Nature and Quantity of Plant:

Number of Packages:

Locality where grown:

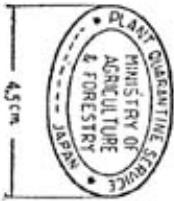
Name of Vessel (Airplane):

Date of Shipment:

Name and Address of Exporter:

Name and Address of Consignee:

Number of Permit:



— Animal and Plant Quarantine Station
— 45cm —

農林植物検疫證明書

丁

左の植物は、 年 月 日 検査の結果、有害動物又は有害植物が附着せず、且
つ、貴国の植物検疫規定に該当している事を証明する。

年 月 日

日本国

— 動植物検疫所(—出張所)

植物防疫官 氏 名

種類

培養及び数量

生産地

積載駆(船)名

積載年月日

積載地名

仕向地

荷造人住所氏名

荷受人住所氏名

E

Japanische Regierung
Pflanzenschutzdienst

Nº. _____

Gouvernement du Japon
Service Phytopathologique

Nr. _____

ZEUGNIS ÜBER DIE UNTERSUCHUNG VON EXPORTPFLANZEN

Hiermit wird bescheinigt, dass die unten aufgeführten Pflanzen am _____,
von _____, einem amtlich autorisierten Beamten des Pflanzenschutzdienstes
(Name des Inspectors)

(Datum)
bescheinigt, dass diese Pflanzen den Anforderungen der Pflanzenschutzregelungen seines Landes entsprechend untersucht und nach bestem Wissen und Gewissen frei von Schädlingen und Pflanzenkrankheiten befunden worden sind. Ferner wird

Befunden worden sind _____
Datum der Ausstellung: _____
Art und Menge der Pflanzen: _____
Zahl der Packstücke: _____
Erzeugungsort: _____
Name und Anschrift Absenders: _____
Name und Anschrift des Empfängers: _____
Nummer der Erlaubniskarte: _____

(Unterschrift)

(Signature)



Inspektor für Pflanzen,
Tiere und Pflanzen Inspek-

Plantes

No. _____

CERTIFICAT D'INSPECTION DE PLANTES EXPORTÉES

Par le présent certificat, nous attestons que les plantes contenues dans ces paquets et décrites ci-dessous, ont été soigneusement examinées le _____ (date) et trouvées indemnes de tout insecte nuisible et de toute maladie des plantes par M. _____ (Nom de L'inspecteur), fonctionnaire officiellement préposé au

service d'inspection des plantes. De plus, nous certifions que les dites plantes ont été trouvées conformes aux conditions exigées par le règlement concernant le service d'inspection des plantes de votre pays _____.

Date de délivrance: _____

Espèces et quantité de plantes: _____

Nombre de paquets: _____

Localité où ces plantes ont été cultivées: _____

Nom et de l'exportateur: _____

Nom et adresse du consignataire: _____

Numéro de permission: _____



L'Inspecteur Phytopathologique.

Service de quarantaine des animaux et des

4,5 cm.

Plantes

第十九回



備考 ——の所には、動植物検疫所(出張所)の名前を記入

年 月 日

すること

——動植物検疫所(——出張所)

植物防疫官 氏 名

輸出植物包装材料検査合格証明書

年 月 日

下記——は、輸出植物の包装材料としての検査に合格したことを証明する。

包 装 材 料 名

數 量

檢 查 場 所

申 請 者 の 住 所 氏 名

檢査又は消毒年月日

貯 藏 場 所

生産地(栽培地番号)
種類・品種
数量及び大きさ
採取年月
者氏名
先

栽培(生育)地検査合格証明書
第 号 年 月 日 発行
相のうち 第一一一號

——動植物検疫所(——出張所)
植物防疫官 氏 名

令

正 認

昭和二十五年六月三十日官報号外
 (第七十四号)公布農林省令第七十三号
 植物防除法施行規則中三頁上段別表中
 六の植物の欄「ふつぶら」その他の
 「あらがらしその他」の五頁上段第II
 号様式中(表)の英文の一一行「Stated」
 は「stated」の同段の英文の三行
 「FORESTRY」は「FORESTRY」の
 八頁下段第十四号様式中「新規包装の
 類別」及び「輸入國政府の輸入許可年
 月日及び番号」の欄は上記の「荷受人
 住所氏名」の欄と同じ長さとするはず
 の、一頁上段第十八号様式(中六行)

[aufgeführten] は [aufgeführten]
 も [elungen] は [elungen] seines La-
 ndes entsprechend Befunde
 worden sind——] は [elungen]
 seines Landes entsprechend bet-
 unden worden sind——] も [elung]
 [to] [Empfängers] は [Empfän-
 gers] も [Elung] [fur] は [fur] は
 も [Elung] も [Elung]。